

青森県報

号外第七十一号

平成二十一年
十月十九日
(月曜日)

目 次

青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策基金条例……………	(環境政策課) ……二
青森県汚染土壌処理業許可申請手数料徴収条例……………	(同) ……三
青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例……………	(健康福祉課) ……四
青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例……………	(高齢福祉課) ……六
青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例……………	(同) ……八
青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例……………	(教 育 庁) ……九
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課) ……二
青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例……………	(税 務 課) ……三
青森県歯科技工士法関係手数料徴収条例の一部を改正する 条例……………	(医療業務課) ……三
青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する 条例……………	(こ ども 課) ……三
青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課) ……四
青森空港条例の一部を改正する条例……………	(同) ……五
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例……………	(病 院 局) ……五
青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を 改正する条例……………	(警 察 本 部) ……一六
	(生活環境課) ……一六

青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十一号

青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、地球温暖化、海岸漂着物等の喫緊の環境に関する問題の解決を図るための事業（以下「環境保全・二酸化炭素排出抑制対策事業」という。）に要する経費及び環境保全・二酸化炭素排出抑制対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第二条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、環境保全・二酸化炭素排出抑制対策事業に要する経費及び環境保全・二酸化炭素排出抑制対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

平成二十一年十月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十二号

青森県汚染土壌処理業許可申請手数料徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定に基づき行う同法による改正後の土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「新法」という。）第二十二条第一項の規定による汚染土壌処理業の許可に関する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(汚染土壌処理業許可申請手数料の納入)

第二条 新法第二十二条第一項の規定による汚染土壌処理業の許可を受けようとする者は、二十四万円の汚染土壌処理業許可申請手数料を納入しなければならない。

(汚染土壌処理業許可申請手数料の納入方法)

第三条 汚染土壌処理業許可申請手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十三号

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備の整備のための事業（以下「社会福祉施設等耐震化等事業」という。）に要する経費並びに社会福祉施設等耐震化等事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、社会福祉施設等耐震化等事業に要する経費及び社会福祉施設等耐震化等事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる

場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第七十四号

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により、特別養護老人ホーム等にスプリンクラー設備を整備するための事業(以

下「スプリンクラー整備事業」という。)に要する経費並びに特別養護老人ホーム等を緊急に整備するための事業及びスプリンクラー整備事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける介護基盤緊急整備等臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、スプリンクラー整備事業に要する経費並びに特別養護老人ホーム等を緊急に整備するための事業及びスプリンクラー整備事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十五号

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける介護職員処遇改善等臨時特例交付金により、介護職員の処遇の改善を図るための事業及び特別養護老人ホーム等の開設等を支援するための事業（以下「施設開設等支援事業」という。）に要する経費並びに施設開設等支援事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける介護職員処遇改善等臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、介護職員の処遇の改善を図るための事業及び施設開設等支援事業に要する経費並びに施設開設等支援事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年七月三十一日限り、その効力を失う。

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青森県条例第七十六号

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により、私立の高等学校の生徒の授業料の減免及び高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与のための事業に要する経費の財源に充てるため、青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、私立の高等学校の生徒の授業料の減免及び高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与のための事業に要する経費の財源に充てる場合に

限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十七号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第三号及び第四号中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改める。

第三十六条第三号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十八号

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例

青森県核燃料物質等取扱税条例（平成十八年六月青森県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の十二」の下に「とし、使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税の税率は、同条第四号の規定にかかわらず、当分の間、使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき八千三百円」を加える。

附則

1 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百五十九条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 改正後の青森県核燃料物質等取扱税条例附則第五項の規定（青森県核燃料物質等取扱税条例第二条第九号に規定する使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に行う同号に規定する使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税について適用

し、同日前に行った同号に規定する使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税については、なお従前の例による。

青森県歯科技工士法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十九号

青森県歯科技工士法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県歯科技工士法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

第一条第一号中「歯科技工士試験を」を「歯科技工士国家試験を」に、「歯科技工士試験受験手数料」を「歯科技工士国家試験受験手数料」に改め、同条第二号中「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に、「歯科技工士試験合格証明書交付手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青森県条例第八十号

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県知事 三 村 申 吾

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十一号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 船揚場	八戸港の上架設備を使用する場合	船舶一隻につき 十五万四千三百五十円
-------	-----------------	-----------------------

別表第一の備考の第九号及び第十号中「第九号」を「第十号」に改め、同表の備考の第十一号及び第十二号中「第十四号イ」を「第十五号イ」に改め、同表の備考の第十四号中「小型船舶用浮棧橋」の下に「及び船揚場の上架設備」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十二号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「八十三」を「八十六」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青森県条例第八十三号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「三五〇床」を「三三〇床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十四号

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 法第五条の五第一項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に関する事務

第一条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第四条の三第一項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認知機能に関する検査に関する事務
 第一条に次の二号を加える。

十一 法第九条の十三第一項の規定による年少射撃資格の認定並びに同条第三項において準用する法第七条第二項の規定による年少射撃資格認定証の書換え及び再交付に関する事務

十二 法第九条の十四第一項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会に関する事務

別表第一号中「九千円」を「一万五百円」に、「五千三百円」を「六千七百円」に、「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千三百円」に改め、同表第八号中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同号を同表第十号とし、同表第七号中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同号を同表第九号とし、同表第六号中「五千八百円」を「七千二百円」に、「三千五百円」を「四千八百円」に、「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千四百円」に改め、同号を同表第八号とし、同表第五号を同表第七号とし、同表第四号を同表第六号とし、同表第三号中「二万円」を「二万二千円」に改め、同号を同表第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>五 法第五条の五第一項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けようとする者</p>	<p>猟銃技能講習受講手数料</p>		<p>一万二千三百円</p>
---	--------------------	--	----------------

別表中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

<p>二 法第四条の三第一項の規定に</p>	<p>認知機能検査手数料</p>		<p>六百五十円</p>
------------------------	------------------	--	--------------

よる認知機能に関する検査を受けようとする者	料		
-----------------------	---	--	--

別表に次のように加える。

十一 法第九条の十三第一項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとする者	年少射撃資格認定申請手数料		九千六百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については九千六百円、他の申請についてはそれぞれ五千九百円とする。）
十二 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定による年少射撃資格認定証の書換え又は再交付を受けようとする者	年少射撃資格認定証書換え再交付手数料	書換え	千八百円
十三 法第九条の十四第一項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者	年少射撃資格認定講習受講手数料	再交付	千九百円
			九千七百円

別表の備考中「第六号」を「第八号」に、「五千八百円」を「七千二百円」に、「三千五百円」を「四千八百円」に、「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千四百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十一年十二月四日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭